

平成 27 年度 電機・電子 4 団体欧州化学品規制 WG 活動報告書	
主査 副主査 副主査 構成 傘下 Ad-hoc	ソニー株式会社 株式会社村田製作所／電子部品代表 キャノン株式会社／事務機代表 企業 38 社（仮）＋関係委員会代表＋4 団体事務局 RoHS Ad-hoc（禁止物質追加、およびその適用除外検討等の対応） RoHS 適用除外 Ad-hoc（適用除外延長申請に特化した活動）
開催日 原則第 3 木曜日 15:15－17:15 11 回/年 (Ad-hoc ミーテ ィングは、適宜 開催)	5/21（木） 6/2（火）Lars 氏との意見交換 6/18（木） 7/29（木） 9/17（木） 10/15（木） 11/19（木） 12/1（火）RoHS Workshop 12/17（木） 1/21（木） 2/18（木） 3/17（木）
活動報告概要	<p>1. 欧州製品含有化学品規制への対応 在欧日系ビジネス協議会(JBCE)ならびに国内外関係団体等と連携し、次の活動を行った。</p> <p>(1) RoHS 対応</p> <p>(1. 1) 適用除外延長申請の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各適用除外 Ad-hoc にて具体的な議論を進め、以下のようなかたちで行われた延長申請のフォローアップ（コンサルタントからの問い合わせ対応、他のステークホルダーコメントに対する意見具申等）を行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電機・電子 4 団体より申請書を提出 7(c)－I／－II：電子部品</li> <li>・ 欧州産業界が提出した申請書を協力団体としてエンドース 4(f)：ランプ、6(a)／(c)：合金、7(a)：はんだ、 7(c)-IV：電子部品、13(a)／(b)：ガラス／フィルタ</li> </ul> </li> <li>○ うち、2014 年中に申請された 13(a)／(b)：ガラス／フィルタについては Pack7 として 4-6 月に公開意見募集、JBCE 経由でコメント提出。</li> <li>○ 他の除外は Pack9 として検討され、各アドホックは 7 月頃から事前質問、8-10 月に公開意見募集に対応。その後も年度末に至るまで、コンサルタントからの追加質問に対応中。</li> <li>○ 結果、13(a)／(b)：ガラス／フィルタについては、無事、「延長」との報告書が公開された（2016/2）。他の除外は審議継続中。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 除外検討を担当する外部コンサルタントのひとつであるフラウンホーファーIZMのDr. Deubzerを講師として、内部セミナーを開催した(2015/12/1)。</li> </ul> <p>(1. 2) 制限物質追加への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関連動向の情報共有を進めながら、以下の対応を行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2015/6/4、初めてRoHSに制限物質を追加する官報公布。4団体からのWTO/TBT通報コメントのうち、スペアパーツ除外は受理。</li> <li>・ RoHSアドホックで、新しい制限物質である4つのフタル酸エステルの含有をサプライチェーンで調査する際の注意点を検討、関連工業会各位(塩ビ工業会、可塑剤工業会、日本塗料工業会、日本ゴム工業会、日本接着剤工業会、他)にもご確認いただき「EU RoHS指令対応のための、制限対象フタル酸エステル含有調査における注意点」を作成した。「注意点」は、JEITA環境のウェブサイトに「EU RoHS」のページを新設し、そこに掲載して公開。</li> <li>・ スウェーデンの新規制限提案中鎖塩素化パラフィン(MCCP)の用途情報等を関連工業会様から収集。</li> <li>・ 欧州委員会主催 Small WGにおける議論に対し、次の案件を検討し、特に大きな問題なしと結論。(7-8月) <ul style="list-style-type: none"> <li>- Criteria for the assessment of substitutes</li> <li>- Links between Articles 5, 6(1) and 6(2) and transition periods</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>(2) REACH 対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関連動向の情報共有を進めながら、以下の対応を行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ フタル酸エステルの REACH 制限提案に対する、4 団体意見の提出(5月)。</li> <li>・ ECHA PFOA 制限提案(閾値 25ppb)に対する、4 団体意見の提出(11月)。</li> <li>・ PVC 安定剤中の鉛制限提案に対する、4 団体意見の提出(2016年2月)。</li> <li>・ 2015年9月、欧州司法裁判所が SVHC の分母の解釈を下し(分母は製品全体ではなく、各成形品)、2015年12月、ECHA 成形品ガイダンスも判決に沿って更新された。4 団体ではこれを受け、「電機・電子 4 団体 REACH に関するガイダンス・ノート」を更新し、JEITA 環境ウェブサイトの「REACH」ページで公開した(2016年2月)。</li> <li>・ JBCE 川崎様から、RMOA (リスク管理オプション分析) について説明を受け、ベリリウム等、RMOA の対象かつ電気電子機器への影響が懸念されるものについての情報共有を行った。(5月、9月)</li> </ul> </li> </ul>
--	---

	<p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 欧州地域の化学物質に関する独自規制の情報共有/意見交換を行うと共に、以下の具体的な対応を行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ウクライナ RoHS の WTO/TBT 通報に対する 4 団体意見提出 (2016 年 3 月)</li> </ul> </li> <li>○ 25 年度より開始した日化協との意見交換を継続して実施した。</li> </ul> <p>2. セミナー実施</p> <p>電機・電子 4 団体「海外化学物質規制セミナー」にて、RoHS、REACH の最新動向と業界活動内容を報告した。(2016/3/4 東京、3/11 大阪)</p>
幹事事務局	一般社団法人電子情報技術産業協会